

# 厚生委員会報告資料

令和4年9月28日

報告事項件名	頁
1 足立区再犯防止推進計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所に対する物価高騰支援 を目的とした区独自の特別給付金支給事業の実施について・・・・・・・・	4
3 障がい福祉関連計画策定等業務委託プロポーザルの選定結果について・・・・・・・・	6
4 令和4年度第1回足立区医療的ケア児ネットワーク協議会の実施報告につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5 認知症検診の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
6 介護予防教室事業管理運営委託の公募型プロポーザルの実施について・・・・・・・・	15
7 新型コロナウイルス感染症対策介護・障がい福祉サービス等事業所に対す る衛生物品の購入経費を目的とした、区独自の特別給付金支給事業について・・	17
8 指定居宅介護事業（障害者総合支援法に基づく身体・知的・精神障がい者 に対するホームヘルパー派遣事業）の終了並びに今後の運営について・・・・・・・・	18

(福祉部)

# 厚生委員会報告資料

令和4年9月28日

件名	足立区再犯防止推進計画の策定について
所管部課名	福祉部 福祉管理課
内容	<p>平成28年12月に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、国及び東京都の「再犯防止推進計画」を勘案し、同法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として「足立区再犯防止推進計画」（以下、計画という）を策定する。</p> <p><b>1 再犯の防止等の推進に関する法律の目的</b></p> <p>(1) 地方公共団体は、再犯の防止等に関して、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること（第4条第2項）が明示された。</p> <p>(2) 都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定めるよう努めなければならないこと（第8条第1項）が定められている。</p> <p><b>2 計画の概要</b></p> <p>(1) 策定の背景、計画の位置づけ等</p> <p>(2) 再犯防止を取り巻く現状</p> <p>(3) 国・東京都の取組</p> <p>(4) 足立区が目指す将来像・取組方針・成果指標</p> <p>(5) 取組方針に基づく主な取組</p> <p><b>3 計画期間</b></p> <p>令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とする。</p> <p><b>4 計画策定の時期</b></p> <p>令和5年3月（予定）</p> <p><b>5 策定方法</b></p> <p>区職員ほか東京保護観察所、東京拘置所、警視庁、足立区保護司会等の関係団体から推薦を受けた者で構成する「足立区再犯防止推進計画検討会」（以下、検討会という）にて検討を行い、計画案を策定する。</p>

## 6 策定スケジュール

時期	予定
令和4年10月 ～12月	<ul style="list-style-type: none"><li>第1回検討会（10/13 予定）</li><li>パブリックコメント実施 意見募集期間 11/25～12/24（30日間）</li></ul>
令和5年1月 ～3月	<ul style="list-style-type: none"><li>第2回検討会（1月下旬実施予定）</li><li>計画策定（3月）</li></ul>

## 7 国・東京都の法整備・計画策定の状況

(国)

- 平成28年12月  
「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定・施行
- 平成29年1月  
同法を受け「再犯防止推進計画」を策定

(東京都)

- 平成30年7月～令和元年5月  
再犯防止推進計画策定に向けて検討会を設置、開催
- 令和元年5月末～令和元年6月末  
パブリックコメント実施
- 令和元年7月  
「東京都再犯防止推進計画」を策定

## 8 他区の状況（令和4年4月1日現在）

- (1) 策定済 7区（千代田、豊島、中野、大田、墨田、荒川、葛飾）
- (2) 検討中 10区（足立区含む）
- (3) 予定なし 6区

問題点  
今後の方針

- 足立区基本計画、足立区地域保健福祉計画を上位計画とし、国や都の再犯防止推進計画と整合性を図りながら進めていく。

# 厚生委員会報告資料

令和4年9月28日

件名	<b>介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所に対する物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業の実施について</b>																																																																																																																																													
所管部課	福祉部障がい福祉課、高齢者施策推進室介護保険課 衛生部足立保健所中央本町地域・保健総合支援課																																																																																																																																													
内容	<p>物価高騰支援を目的とした介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所を対象とする特別給付金支給事業の実施について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 概要</b></p> <p>(1) 物価高騰により、厳しい運営を強いられている区内介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所を対象に、主に光熱水費・ガソリン代に対する物価高騰支援を目的に特別給付金を支給する。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <p>(1) 令和4年度の物価高騰に対する支援として、事業所の定員区分や提供するサービスの種類に応じて、1事業所につき支給額100千円から802千円を給付する。</p> <p>(2) 令和4年9月1日時点で事業所を運営し、申請時に事業を継続していることを要件とする。</p> <p>(3) 申請期間は、令和4年10月から11月までを予定する。</p> <p><b>3 事業規模</b></p> <p>(1) 対象事業所 約1,400事業所(介護:約1,000事業所・障がい:約400事業所)</p> <p>(2) 総支給額 259,056千円(介護:197,046千円・障がい:62,010千円)</p> <p>(3) 定員区分・サービスごとの支給額一覧 <span style="float:right">単位:千円</span></p> <table border="1" data-bbox="454 1317 1455 1765"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給内容</th> <th colspan="3">①基本給付</th> <th colspan="3">②光熱水費加算</th> <th colspan="3">③ガソリン代加算</th> <th rowspan="2">総支給額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">入所・通所・訪問全て</th> <th colspan="3">入所</th> <th colspan="3">通所・訪問入浴</th> </tr> <tr> <th>サービス</th> <th>事業所数</th> <th>単価</th> <th>支給額</th> <th>事業所数</th> <th>単価</th> <th>支給額</th> <th>事業所数</th> <th>単価</th> <th>支給額</th> <th>①+②+③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-10人</td> <td>306</td> <td>100</td> <td>30,600</td> <td>132</td> <td>32</td> <td>4,224</td> <td>174</td> <td>8</td> <td>1,392</td> <td>36,216</td> </tr> <tr> <td>11-20人</td> <td>244</td> <td>200</td> <td>48,800</td> <td>29</td> <td>64</td> <td>1,856</td> <td>215</td> <td>16</td> <td>3,440</td> <td>54,096</td> </tr> <tr> <td>21-30人</td> <td>71</td> <td>300</td> <td>21,300</td> <td>5</td> <td>96</td> <td>480</td> <td>66</td> <td>24</td> <td>1,584</td> <td>23,364</td> </tr> <tr> <td>31-60人</td> <td>84</td> <td>400</td> <td>33,600</td> <td>20</td> <td>128</td> <td>2,560</td> <td>64</td> <td>32</td> <td>2,048</td> <td>38,208</td> </tr> <tr> <td>61-100人</td> <td>30</td> <td>500</td> <td>15,000</td> <td>26</td> <td>160</td> <td>4,160</td> <td>4</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>19,320</td> </tr> <tr> <td>101人以上</td> <td>30</td> <td>600</td> <td>18,000</td> <td>28</td> <td>202</td> <td>5,656</td> <td>2</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>23,756</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>765</td> <td></td> <td>167,300</td> <td>240</td> <td></td> <td>18,936</td> <td>525</td> <td></td> <td>8,724</td> <td>194,960</td> </tr> <tr> <td>訪問等</td> <td>640</td> <td>100</td> <td>64,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td>8</td> <td>96</td> <td>64,096</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>640</td> <td></td> <td>64,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td></td> <td>96</td> <td>64,096</td> </tr> <tr> <td><b>総計</b></td> <td><b>1,405</b></td> <td></td> <td><b>231,300</b></td> <td><b>240</b></td> <td></td> <td><b>18,936</b></td> <td><b>537</b></td> <td></td> <td><b>8,820</b></td> <td><b>259,056</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 支給内容及び支給額は、令和4年度1年分とし、消費者物価指数の上昇率や区内事業所へのアンケート調査結果【別紙1】等を基に、事業所の光熱水費とガソリン代に対する物価高騰負担の1/2の金銭的支援となるよう設定した。</p>	支給内容	①基本給付			②光熱水費加算			③ガソリン代加算			総支給額	入所・通所・訪問全て			入所			通所・訪問入浴			サービス	事業所数	単価	支給額	事業所数	単価	支給額	事業所数	単価	支給額	①+②+③	1-10人	306	100	30,600	132	32	4,224	174	8	1,392	36,216	11-20人	244	200	48,800	29	64	1,856	215	16	3,440	54,096	21-30人	71	300	21,300	5	96	480	66	24	1,584	23,364	31-60人	84	400	33,600	20	128	2,560	64	32	2,048	38,208	61-100人	30	500	15,000	26	160	4,160	4	40	160	19,320	101人以上	30	600	18,000	28	202	5,656	2	50	100	23,756	小計	765		167,300	240		18,936	525		8,724	194,960	訪問等	640	100	64,000				12	8	96	64,096	小計	640		64,000				12		96	64,096	<b>総計</b>	<b>1,405</b>		<b>231,300</b>	<b>240</b>		<b>18,936</b>	<b>537</b>		<b>8,820</b>	<b>259,056</b>
支給内容	①基本給付			②光熱水費加算			③ガソリン代加算			総支給額																																																																																																																																				
	入所・通所・訪問全て			入所			通所・訪問入浴																																																																																																																																							
サービス	事業所数	単価	支給額	事業所数	単価	支給額	事業所数	単価	支給額	①+②+③																																																																																																																																				
1-10人	306	100	30,600	132	32	4,224	174	8	1,392	36,216																																																																																																																																				
11-20人	244	200	48,800	29	64	1,856	215	16	3,440	54,096																																																																																																																																				
21-30人	71	300	21,300	5	96	480	66	24	1,584	23,364																																																																																																																																				
31-60人	84	400	33,600	20	128	2,560	64	32	2,048	38,208																																																																																																																																				
61-100人	30	500	15,000	26	160	4,160	4	40	160	19,320																																																																																																																																				
101人以上	30	600	18,000	28	202	5,656	2	50	100	23,756																																																																																																																																				
小計	765		167,300	240		18,936	525		8,724	194,960																																																																																																																																				
訪問等	640	100	64,000				12	8	96	64,096																																																																																																																																				
小計	640		64,000				12		96	64,096																																																																																																																																				
<b>総計</b>	<b>1,405</b>		<b>231,300</b>	<b>240</b>		<b>18,936</b>	<b>537</b>		<b>8,820</b>	<b>259,056</b>																																																																																																																																				
問題点 今後の方針	9月補正予算をお認めいただいた場合、速やかに事業を実施する。 なお、実施にあたっては、対象事業所に対する本事業の周知を徹底し、申請のない事業所には、個別連絡により申請方法等を案内するなど、事業所に寄り添った支援を行う。																																																																																																																																													

## 物価高騰に伴う介護保険サービス・障がい福祉サービス等事業所アンケート実施結果

### 1 アンケート方式

- (1) 実施日 令和4年7月25日(月)～8月8日(月)
- (2) 回答方法 申込みフォームを用いたWebアンケート方式
- (3) 依頼先 介護事業者 403法人 障がい事業者 129法人 計532法人
- (4) 回答数 343法人 (回答率 64.5%)
- (5) 依頼内容 現状(光熱水費・ガソリン代・光熱水費の費目ごと)と必要とする支援の回答

### 2 アンケート結果

#### (1) 概要

- ① 物価高騰対策として区の支援を期待している
- ② 区に期待する支援割合は、1/2、2/3、1/4の順に多い
- ③ 特に支援を期待する費目は、光熱水費とガソリン代である
- ④ 物価高騰は、すでに大きく影響、または今年度中に影響がある

#### (2) 全体

##### ア 事業所様の考える物価高騰対策

第1位 <u>区の支援を期待したい</u>	258 事業所	42.7%
第2位 基本は利用者負担、区の支援も期待	173 事業所	28.6%
第3位 特に対応する考えはない	110 事業所	18.2%

※ 期待する場合の支援割合 第1位 1/2(36.7%) 第2位 2/3(25.8%)

##### イ 区に期待する支援(費目ごと)

第1位 <u>光熱水費</u>	423 事業所	38.4%
第2位 <u>ガソリン代</u>	357 事業所	32.4%
第3位 食料費	195 事業所	17.7%
第4位 必要とする支援はない	64 事業所	5.8%

##### ウ 物価高騰の費目ごとの影響時期

- (ア) 光熱水費 すでに大きく影響している 38.1%  
(対応済み23.9% 対応予定31.5% 対応予定なし44.6%)
- (イ) ガソリン代 すでに大きく影響している 60.9%  
(対応済み18.1% 対応予定20.0% 対応予定なし61.9%)
- (ウ) 食料費 影響はない見込み 36.6%

# 厚生委員会報告資料

令和4年9月28日

件名	障がい福祉関連計画策定等業務委託プロポーザルの選定結果について
所管部課名	福祉部障がい福祉課
内容	<p>令和6年度から11年度までの6か年計画となる「足立区障がい者計画」及び、令和6年度から8年度までの事業計画となる「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定にあたり、高い専門性とノウハウを持つ事業者に委託して実施・策定するため、公募型プロポーザルにより、以下のとおり事業者を選定した。</p> <p><b>1 選定事業者</b></p> <p>(1) 名称 株式会社地域計画連合</p> <p>(2) 所在地 東京都豊島区北大塚2-24-5 ステーションフロントタワー2階</p> <p><b>2 選定経過</b></p> <p>(1) 書類審査（一次評価） 令和4年7月11日 参加表明があった5者を審査し、その5者を提案書提出者として選出（提案書提出者の選定結果公表後、4者より辞退の申し出があった）</p> <p>(2) プレゼンテーション（二次評価） 令和4年8月22日 提案書提出者から提案書を特定</p> <p>(3) 評価項目及び評価結果 別紙2、別紙3、別紙4のとおり</p> <p><b>3 委託期間</b> 契約日から令和6年3月31日まで</p> <p><b>4 提案価格</b> 13,750,000円</p> <p><b>5 提案概要</b></p> <p>(1) 総合計画の基本構想、基本計画と十分に整合が図られた計画づくりを行う。</p> <p>(2) 障がい者の課題を、多様な手法でとらえるとともに、課題は他部等と連携すべきかどうかを仕分けして、対応策を検討する。</p> <p>(3) アンケート設計時から、よりよい成果指標を検討する。</p> <p><b>6 今後のスケジュール（予定）</b></p> <p>(1) 令和4年9月 契約仕様書作成、契約締結</p> <p>(2) 令和4年10月から令和5年3月 アンケート調査の設計・実施・分析</p> <p>(3) 令和5年4月から 骨子案作成、パブリックコメント、計画案作成</p>
問題点 今後の方針	選定事業者と綿密な調整を行い、実態調査・計画策定に向け準備する。

## 足立区障がい福祉関連計画策定等業務委託 提案書提出者選定結果(第一次)

対象業務名		足立区障がい福祉関連計画策定等業務委託		配点	A	地域 計画 連合	C	D	E
項 番	評価項目				得点	得点	得点	得点	得点
	分類	指 標							
1	経営状況 140点	経営基盤及び 経営状況の健全性	財務諸表の分析(税理士による診断結果)	140	140	112	84	140	140
2	専任性 140点	当該業務に 専念できる時間が 十分にあるか	業務従事予定者の手持ち業務量	140	112	124	116	112	112
3	業務執行 技術力 140点	企業が当該業務を 執行するために 必要な知識、経験を 有しているか	障がい福祉分野の受託実績とその内容 (障がい者(児)実態調査の実績)	140	136	100	96	108	132
4	業務遂行力 140点	業務の実施体制は 妥当か	業務従事予定者の人数、資格、経験	140	124	116	88	128	124
5	企業の方針 140点	国・都・区の障がい福祉 施策への理解度 業務に対する意欲・能力 情報セキュリティ	国・都・区の障がい福祉施策への理解度 取り組みに対する意欲、能力 情報セキュリティ認定取得状況	140	124	108	88	100	112
合 計				700	636	560	472	588	620
項 番	評価項目			加点	得点	得点	得点	得点	得点
	分類	評価基準(得点)							
1	区内経済 活性化	区内経済活性化の視点 から区内業者への配慮 を行うために、次のとおり 加点を行う	区内に本店のある業者に10%を加点する	0~70	0	0	0	0	0
総 計					636	560	472	588	620
順 位					1	4	5	3	2

足立区障がい福祉関連計画策定等業務委託 提案書特定結果(第二次)

別紙3

対象業務名		足立区障がい福祉関連計画策定等業務委託		配点		地域計画連合
項番	評価項目			+	-	得点
	分類	指 標				
1	業務の理解度 140点	業務提案趣旨	業務内容の理解度は十分か	140	140	124
2	管理体制 105点	スケジュール管理及び進行管理の仕組みが整っているか	提案書において障がい者(児)実態調査、データ分析、計画策定のスケジュールが示され、その進行を管理する仕組みができていますか	70	105	56
3		役割分担が明確で、連絡調整の仕組みが整っているか	役割分担が明確になっており、業務実施体制が的確か	35		28
4	障がい者(児)の問題に対する取組姿勢 105点	障がい者(児)の問題に対する現状把握や解決のための取組み、足立区の地域特性や課題の考え方が具体的で実現可能か		105	105	81
5	提案内容の 的確性 210点	主要検討事項の把握度 提案内容の妥当性及び 具体性	障がい者(児)等実態調査やデータ分析方法、計画策定手法が妥当か 提案内容は、具体的で実現可能か	175	210	150
6		個人情報管理	個人情報の管理方法は適切か	35		28
7	コスト 70点	提案見積金額が妥当か	提案内容に見合った金額になっているか(価格別評価表による)	70	70	14 *
8	説明力、説得力 35点	説明に説得力があり、論理的か 質疑応答が的確か	プレゼンテーションにおいて、説明に説得力があり、論理的か。 説明がわかりやすく、質疑応答が的確で、豊かなコミュニケーションができていますか	35	35	27
9	資料作成能力 35点	提案書のわかりやすさ、誤字・脱字の有無	提案書がわかりやすくまとめられ、表や図、イラストなどのレイアウトがうまくできているか。誤字・脱字は無いかな。	35	35	29
<b>合 計</b>				—	700	537

\*提案見積価格は提案限度価格の範囲内(別紙3:価格別評価表参照)であり、本提案における事業者の特定に支障はないものと決定した。

項番	評価項目		加 点	-	得 点	
	分類	評価基準(得点)				
1	区内経済活性化	区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合	5%を加点	35	0%	0
		区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合	4%を加点	28		
		区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合	3%を加点	21		
		区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合	2%を加点	14		
2	社会的貢献度 地域貢献度	社会的貢献度・地域貢献度の視点から、次のとおり加点を行う	ISO14001、ワーク・ライフ・バランス認定、災害協定その他社会的・地域的な貢献が認められるものが3つ以上ある場合 3%を加点	21	0%	0
		ISO14001、ワーク・ライフ・バランス認定、災害協定その他社会的・地域的な貢献が認められるものが2つある場合 2%を加点	14			
		ISO14001、ワーク・ライフ・バランス認定、災害協定その他社会的・地域的な貢献が認められるものが1つある場合 1%を加点	7			
<b>総 計</b>						537.00

<b>順 位</b>	<b>1</b>
------------	----------



## 価格別評価表

提案価格	配分
14,000,000～13,439,999 (価格の100%から96%まで)	1点
13,440,000～13,159,999 (価格の96%から94%まで)	2点
13,160,000～12,879,999 (価格の94%から92%まで)	3点
12,880,000～12,599,999 (価格の92%から90%まで)	4点
12,600,000～12,319,999 (価格の90%から88%まで)	5点
12,320,000～12,039,999 (価格の88%から86%まで)	4点
12,040,000～11,759,999 (価格の86%から84%まで)	3点
11,760,000～11,199,999 (価格の84%から80%まで)	2点
11,200,000～ (価格の80%以下)	1点

今回の提案見積価格  
13,750,000円(消費税込)

# 厚生委員会報告資料

令和4年9月28日

件名	令和4年度第1回足立区医療的ケア児ネットワーク協議会の実施報告について						
所管部課名	福祉部障がい福祉課 子ども家庭部こども支援センターげんき支援管理課						
内容	<p>第1回足立区医療的ケア児ネットワーク協議会（以下「協議会」という）は、新型コロナウイルス感染症感染拡大を考慮して、書面開催とした。その内容について以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 目的</b> 医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者間の連絡調整、情報交換を図ることを目的として令和元年度に設置した。</p> <p><b>2 日時</b> 令和4年8月18日（木）発送</p> <p><b>3 委員</b> 別紙5のとおり</p> <p><b>4 議事</b></p> <p>(1) 小学校における医療的ケア児支援試行実施の進捗状況について  (2) 東京都医療的ケア児（者）実態調査の概要について  (3) 東京都医療的ケア児支援センターについて</p> <p><b>5 議事内容</b></p> <table border="1" data-bbox="336 1205 1501 1832"> <tr> <td data-bbox="336 1205 568 1397">小学校における試行事業</td> <td data-bbox="568 1205 1501 1397"> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児支援体制の構築のため、医療的ケア児等地域支援作業部会で検討を進めてきた小学校における医療的ケア児支援試行事業について、今年度より区立小学校2校で実施しており、その進捗状況について報告した。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1397 568 1547">都実態調査</td> <td data-bbox="568 1397 1501 1547"> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都が令和3年10月に実施した、医療的ケア児（者）実態調査の結果が、都福祉保健局のホームページで公開されたため、その概要について情報提供した。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1547 568 1832">都医ケア児支援センター</td> <td data-bbox="568 1547 1501 1832"> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児支援センターの運営について、東京都は地方独立行政法人東京都立病院機構を指定、区部は都立大塚病院、多摩地域は都立小児総合医療センターで実施されることとなった。</li> <li>運営開始時期についてまだ連絡がなく、医療的ケア児支援センターと区市町村との連携と役割分担は、今後協議になると思われる。</li> </ul> </td> </tr> </table>	小学校における試行事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児支援体制の構築のため、医療的ケア児等地域支援作業部会で検討を進めてきた小学校における医療的ケア児支援試行事業について、今年度より区立小学校2校で実施しており、その進捗状況について報告した。</li> </ul>	都実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都が令和3年10月に実施した、医療的ケア児（者）実態調査の結果が、都福祉保健局のホームページで公開されたため、その概要について情報提供した。</li> </ul>	都医ケア児支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児支援センターの運営について、東京都は地方独立行政法人東京都立病院機構を指定、区部は都立大塚病院、多摩地域は都立小児総合医療センターで実施されることとなった。</li> <li>運営開始時期についてまだ連絡がなく、医療的ケア児支援センターと区市町村との連携と役割分担は、今後協議になると思われる。</li> </ul>
小学校における試行事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児支援体制の構築のため、医療的ケア児等地域支援作業部会で検討を進めてきた小学校における医療的ケア児支援試行事業について、今年度より区立小学校2校で実施しており、その進捗状況について報告した。</li> </ul>						
都実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都が令和3年10月に実施した、医療的ケア児（者）実態調査の結果が、都福祉保健局のホームページで公開されたため、その概要について情報提供した。</li> </ul>						
都医ケア児支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児支援センターの運営について、東京都は地方独立行政法人東京都立病院機構を指定、区部は都立大塚病院、多摩地域は都立小児総合医療センターで実施されることとなった。</li> <li>運営開始時期についてまだ連絡がなく、医療的ケア児支援センターと区市町村との連携と役割分担は、今後協議になると思われる。</li> </ul>						
問題点 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度運用を開始した医療的ケア児情報ポータルサイトを活用し、オンラインで相談できるしくみを令和4年度中に構築する。</li> <li>医療的ケア児支援センターと区の機能分担を検討する場の設置について、東京都の所管課に求めていく。</li> <li>次回協議会は、令和4年12月の開催を予定している。</li> </ul>						

## 医療的ケア児ネットワーク協議会 委員名簿

	分野	所属	氏名	職種等
1	学識	東京医療保健大学 東が丘・立川看護学部	玄 順烈	准教授 看護師
2	医療	足立区医師会（木村小児科クリニック）	木村 康子	院長 医師
3	医療	足立区歯科医師会（市川歯科医院）	市川 敬一	院長 歯科医師
4	障がい	都立北療育医療センター 城北分園	松井 美穂子	園長 医師
5	障がい	都立北療育医療センター 城北分園	松崎 敬	課長代理
6	医療	スマイル訪問看護ステーション	山本 純子	相談支援専門員
7	障がい	楽患ナース訪問看護ステーション・楽患チャイルド	岩本 ゆり	看護師
8	障がい	療育室つばさ・相談室とまりぎ	草野 遥香	相談支援専門員
9	保育	足立つくし幼稚園	寺山 早苗	園長
10	保育	うめだ「子供の家」	廣岡 和明	園長
11	教育	都立花畑学園	高橋 淳	主幹教諭
12	教育	区立鹿浜西小学校	藤巻 久美子	主幹教諭（養護教諭）
13	教育	区立竹の塚中学校	齋藤 由美子	校長
14	家族	足立区重症心身障害児（者）を守る会	村上 節子	顧問
15	家族	足立区肢体不自由児者父母の会	蔵津 あけみ	会長
16	行政	福祉部	中村 明慶	部長
17	行政	福祉部障がい福祉課	早崎 直人	課長
18	行政	福祉部障がい援護担当課	日吉 理仁	課長
19	行政	福祉部障がい福祉センター	高橋 俊哉	所長
20	行政	子ども家庭部こども支援センターげんき	橋本 太郎	所長
21	行政	子ども家庭部こども支援センターげんき支援管理課	門藤 敦良	課長
22	行政	子ども家庭部子ども政策課	菊地 崇	課長
23	行政	子ども家庭部 （子ども家庭部子ども施設指導・支援課長事務取扱）	上遠野 葉子	部長
24	行政	子ども家庭部子ども施設運営課 （子ども家庭部就学前教育推進担当課長事務取扱）	安部 嘉昭	課長
25	行政	衛生部衛生管理課	半貫 陽子	課長
26	行政	教育指導部教育指導課	八尋 崇	課長
27	行政	学校運営部学務課	飯塚 尚美	課長

# 厚生委員会報告資料

令和4年9月28日

件名	<b>認知症検診の実施について</b>
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課
内容	<p>認知症の早期発見、早期対応の促進を目的に、東京都の補助金を活用した「認知症検診」を令和4年度から実施する。 他区では、都補助金を活用した「認知症検診」を11区で実施している。</p> <p><b>1 目的</b></p> <p>(1) 検診で認知症の早期診断と早期からの支援に繋ぐことで、進行予防や治療によって改善を図る（＝早期発見・早期支援の強化）。</p> <p>(2) 認知症、介護及び社会資源に関する正しい知識の普及啓発を行い、認知症の予防や早期発見の意識を高める（＝普及啓発の強化）。</p> <p><b>2 対象者</b></p> <p>70歳となる区民で、認知症気づきのチェックリストで20点以上の方、又は20点未満で希望するもの忘れが気になる方</p> <p>※ 70歳の区民は、7,418人（令和4年4月1日時点）</p> <p>※ 他区の受診率（対象者の1～2％）を参考にして、検診受診者数（個別検診及び集合検診の合計で定員350人）を決定した。</p> <p><b>3 実施スキーム</b></p> <p>別紙6のとおり</p> <p>【足立区独自のポイント】</p> <p>(1) 「個別検診」（定員150人）はプライバシーに配慮し近所で受診でき、「集団検診」（定員200人）はタブレット端末を活用し気軽に脳の健康度を測定できる。いずれかの選択制で、受診がしやすい。</p> <p>(2) 検診では、認知症を早期発見するだけでなく、同時に実施する社会的支援ニーズチェックにより、生活のしづらさも早期に把握する。</p> <p>(3) 検診結果に基づき、サポートが必要と判断された方に対して、訪問看護ステーション、地域包括支援センターによる支援を実施することにより、地域での支援に繋げていく。</p> <p><b>4 実施時期（予定）</b></p> <p>(1) 令和5年1月 検診案内</p> <p>(2) 令和5年3月 集団検診（2日間予定）</p> <p>(3) 令和5年4月～ 個別検診（認知症サポート医、もの忘れ相談医が在籍している医療機関の約30カ所〈想定〉で実施）</p>

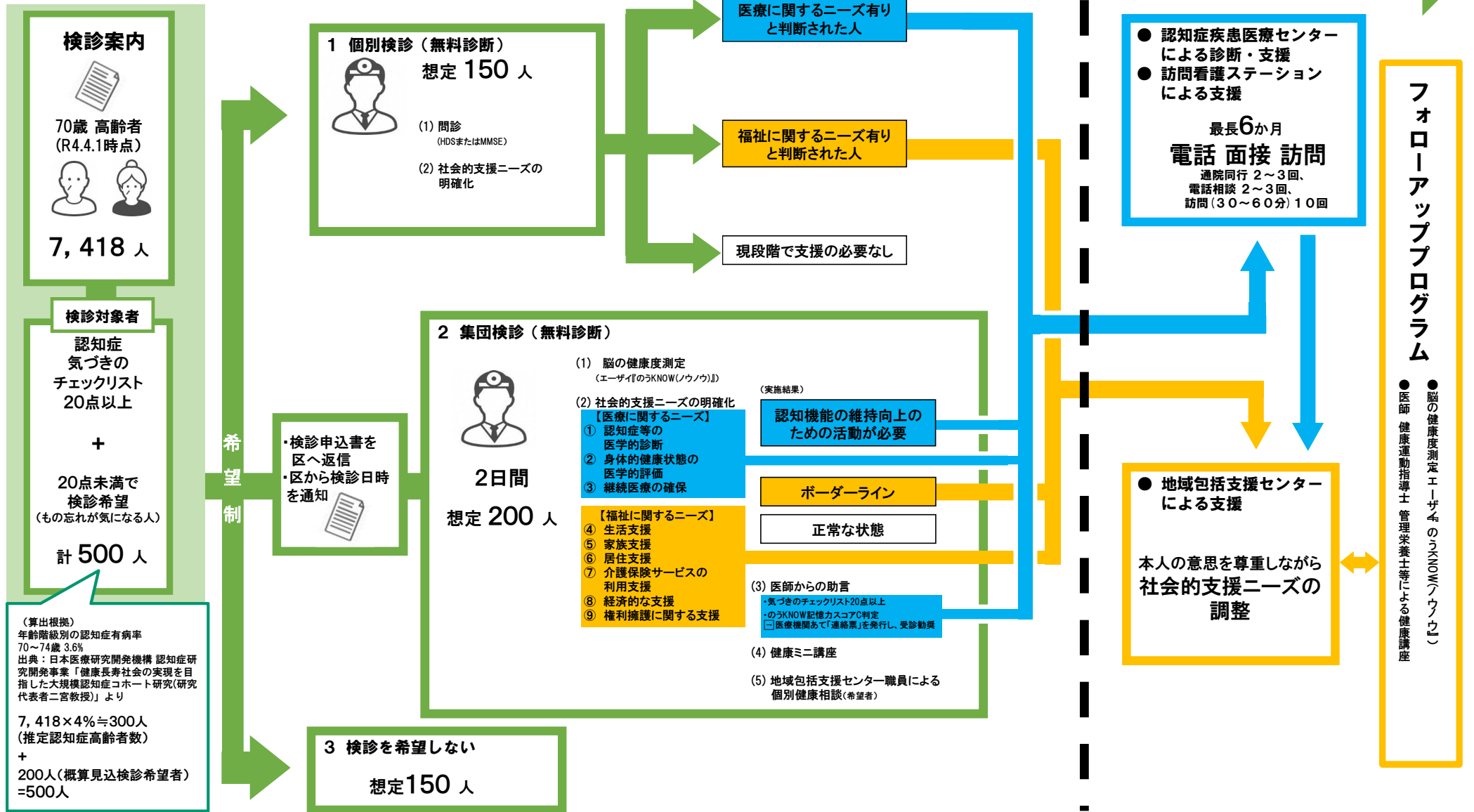
	<p><b>5 受診費用</b> 自己負担なし</p> <p><b>6 予算</b>  (1) 検診には、都の「認知症検診推進事業実施要綱」に基づく「認知症検診推進事業補助金」(補助率 10/10 (令和6年度まで))を活用する。  (2) 上限額は、57,000 千円 (普及啓発 9,000 千円 検診事業 48,000 千円)</p>
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>足立区医師会、訪問看護ステーション等と調整を行い、検診実施に向けて準備を進めていく。</p> <p>なお、令和4年度は、他区を参考に検診の定員を決定したが、今後、区民の受診へ向けての意識の醸成を図るとともに、検診を実施する医療機関を確保していくことにより受診環境を整備し、受診率の向上を目指していく。</p>

R4年度

1月  
検診案内送付

3月以降  
検診

検診後支援



都補助金 10/10 (R6年度まで)

一般財源から支出

# 厚生委員会報告資料

令和4年9月28日

件名	介護予防教室事業管理運営委託の公募型プロポーザルの実施について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課
内容	<p>令和元年度に公募型プロポーザルの実施により選定した委託事業者が今年度末で契約終了になることから、令和5年度からの管理運営委託にあたり、プロポーザルによる業者選定を行う。</p> <p><b>1 委託内容</b></p> <p>区内の各地域において、介護予防の自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら介護予防の活動に参加し、介護予防に関する知識や方法を学び、主体的・継続的に取り組む意欲を高める動機付けとなることを目的とし、各種の介護予防教室を実施する。</p> <p>事業者からは、既存の事業の拡充のほか、新規事業等の新たな提案も受けて、事業内容を確定する。</p> <p>(1) みんなで元気アップ教室【拡充】</p> <p>介護予防に関する知識を深め、教室終了後に参加者が自主グループとして活動できるようになることを目指した教室</p> <p>[令和2～3年度]</p> <p>コロナ禍で自主グループ化が困難なため、自宅でひとりでも取り組める内容へ変更</p> <p>[令和4年度]</p> <p>自主グループ立ち上げの内容で実施、複数教室でグループ化が見られたが、教室終了直前でオミクロン株拡大により事業中止</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>自主グループ化への意欲ある高齢者も参加があるため、自主グループ化につながる取組みを充実させる。</p> <p>(2) 元気アップサポーター養成研修【拡充】</p> <p>参加者が介護予防を行う自主グループをサポートできる指南役となるよう育成する教室</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>既存のグループが、コロナ禍によって活動縮小や解散してしまうことを防ぐため、活動継続に向けたコツを学ぶ研修に内容を変更して拡充する。</p> <p>(3) 高齢者体力測定会（下肢筋力の測定及び体操）【拡充】</p> <p>参加者が自身の健康状態と、日頃の介護予防への取り組みによる効果を実感できることを目的とした測定会</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>より幅広く事業を活用していくため、屋外で実施している「パークで筋トレ」等の介護予防事業と連携するよう事業を拡充する。</p>

	<p>(4) Zoom でオンライン体操教室【新規】  感染症、天候、心身の問題等で集まれなくてもフレイル予防ができるよう、Zoom を使用したオンライン体操教室を新規に実施。教室に円滑に参加できるように事前説明会を開催する。</p> <p><b>2 契約期間</b>  契約確定日から令和6年3月31日まで  ※ 区が本事業を継続する場合、業務の履行状況が良好であれば、1年単位を1回とし、2回まで更新することができる（最長で令和8年3月31日まで）。</p> <p><b>3 スケジュール（予定）</b>  令和5年度当初から教室が開催できるよう、今年度中に受託事業者を決定し契約する。  【スケジュール】  令和4年10月 プロポーザル契約公募開始  5年 1月 事業者決定、契約締結、準備事業開始  4月 事業開始</p>
<p>問題点  今後の方針</p>	<p>令和5年度からの実施に向けて、プロポーザル契約に向けた準備事務等を進めていく。</p>



# 厚生委員会報告資料

令和4年9月28日

件名	<p><b>新型コロナウイルス感染症対策介護・障がい福祉サービス等事業所に対する衛生物品の購入経費を目的とした、区独自の特別給付金支給事業について</b></p>																																				
所管部課	<p>福祉部障がい福祉課、高齢者施策推進室介護保険課 衛生部足立保健所中央本町地域・保健総合支援課</p>																																				
内容	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、介護・障がい福祉サービス等事業所を対象とした区独自の特別給付金支給事業について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 概要</b> 区が実施している衛生物品配布事業は、国からの物品供給終了により令和4年9月で終了するため、令和4年度下半期分の衛生物品の購入支援として、特別給付金を支給する。</p> <p><b>2 事業内容</b> (1) 令和4年度下半期分の衛生物品購入支援として、定員区分等に応じ、1事業所あたり5万円から30万円を支給する。 (2) 令和4年9月1日時点で事業所を運営し、申請時に事業を継続していることを要件とする。 (3) 申請期間は、令和4年10月から11月までを予定する。</p> <p><b>3 事業規模等</b> (1) 対象事業所 約1,400事業所(介護：約1,000事業所・障がい約400事業所) (2) 総支給額 115,650千円(介護：88,250千円・障がい27,400千円) (3) 定員区分ごとの支給額一覧</p> <table border="1" data-bbox="491 1469 1428 1888"> <thead> <tr> <th>定員区分</th> <th>事業所数</th> <th>単価(千円)</th> <th>支給額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人～10人</td> <td>306</td> <td>50</td> <td>15,300</td> </tr> <tr> <td>11人～20人</td> <td>244</td> <td>100</td> <td>24,400</td> </tr> <tr> <td>21人～30人</td> <td>71</td> <td>150</td> <td>10,650</td> </tr> <tr> <td>31人～60人</td> <td>84</td> <td>200</td> <td>16,800</td> </tr> <tr> <td>61人～100人</td> <td>30</td> <td>250</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>101人以上</td> <td>30</td> <td>300</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>訪問・その他</td> <td>640</td> <td>50</td> <td>32,000</td> </tr> <tr> <td><b>総計</b></td> <td><b>1,405</b></td> <td></td> <td><b>115,650</b></td> </tr> </tbody> </table>	定員区分	事業所数	単価(千円)	支給額(千円)	1人～10人	306	50	15,300	11人～20人	244	100	24,400	21人～30人	71	150	10,650	31人～60人	84	200	16,800	61人～100人	30	250	7,500	101人以上	30	300	9,000	訪問・その他	640	50	32,000	<b>総計</b>	<b>1,405</b>		<b>115,650</b>
定員区分	事業所数	単価(千円)	支給額(千円)																																		
1人～10人	306	50	15,300																																		
11人～20人	244	100	24,400																																		
21人～30人	71	150	10,650																																		
31人～60人	84	200	16,800																																		
61人～100人	30	250	7,500																																		
101人以上	30	300	9,000																																		
訪問・その他	640	50	32,000																																		
<b>総計</b>	<b>1,405</b>		<b>115,650</b>																																		
問題点 今後の方針	<p>9月補正予算をお認めいただいた場合、速やかに事業を実施する。 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として事業所への支援を行うとともに、事業の周知を図り、利用を促進していく。</p>																																				

# 厚生委員会報告資料

令和4年9月28日

件名	<p><b>指定居宅介護事業(障害者総合支援法に基づく身体・知的・精神障がい者に対するホームヘルパー派遣事業)の終了並びに今後の運営について</b></p>
所管部課名	<p>福祉部 福祉管理課、足立区社会福祉協議会</p>
内容	<p>平成6年度より、民間事業所が対応できない困難事例を中心にホームヘルプサービスを実施してきた足立区社会福祉協議会指定居宅介護事業について、令和4年度をもって事業を終了する。なお、指定同行援護事業(ガイドヘルパー派遣事業)については、引き続き実施していく。</p> <p><b>1 終了予定年月日</b> 令和5年3月31日</p> <p><b>2 終了理由</b> (1) 受け皿事業所の増加(令和4年8月現在186事業所) (2) 民間事業所の支援困難事例対応力向上</p> <p><b>3 現サービス利用者等の他事業所への移行(令和4年8月現在)</b> (1) 利用者(5名)の他事業所への移行 令和4年度中に利用者の意向に添い他事業所へ移行する。 (2) ホームヘルパー(8名)への対応 令和4年度中に希望する者は他事業所への就職を支援する。</p> <p><b>4 社協ヘルパーステーションの今後の運営(令和4年8月現在)</b> (1) 指定同行援護事業(継続)利用者52名、ガイドヘルパー28名 (2) 介護職員研修事業(継続)年間30回のテーマ別研修を開催</p> <p><b>5 指定居宅介護事業終了スケジュール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年10月～令和5年2月 利用者他事業所移行支援</li> <li>・ 令和5年 1月 関係機関への事業終了周知</li> <li>・ 令和5年 3月 ホームヘルパー契約終了(転職支援は随時実施)</li> <li>・ 令和5年 4月 事業廃止届出</li> </ul>
問題点 今後の方針	<p>指定同行援護事業についても、職員(ガイドヘルパー)の高年齢化(平均62.7歳)が進み、遠距離、長時間等の依頼への対応に影響が出始めていることから、民間他事業所との併用利用を利用者に勧めていく。</p>